

新たに町内に出店される方を支援します。

津野町出店等応援事業費補助金

事業の目的

津野町内に新たに出店される方を対象に、事業費の25%(上限100万円)を補助金として支給することで、地域課題解決や町の経済活性化を図ることを目的とした制度です。

事業対象者

- ・令和7年5月以降に出店する個人または事業者で、津野町内に住民登録がある者。
- ・事業完了前に住所(住民票)を津野町内に有し、且つ居住することが確実な者。
- ・出店後、5年間は津野町内に居住し、事業を営む者。
- ・津野町内に事業所の所在地を有する個人または団体か、新たに、事業化を行う個人または団体で、町長が認めた者。
- ・町税のほか町内の公共料金を滞納していない者。
- ・事業実施において、商工会の支援を受ける者。

補助率等

- ・補助率：出店に関する事業費の25%以内
- ・補助上限額：100万円
- ・事業費下限額：10万円(事業費が10万円に満たない場合は事業の対象外となります)

対象事業

津野町内において新たに出店するもので、年度内に事業が完了するもの。

対象となる事業の例

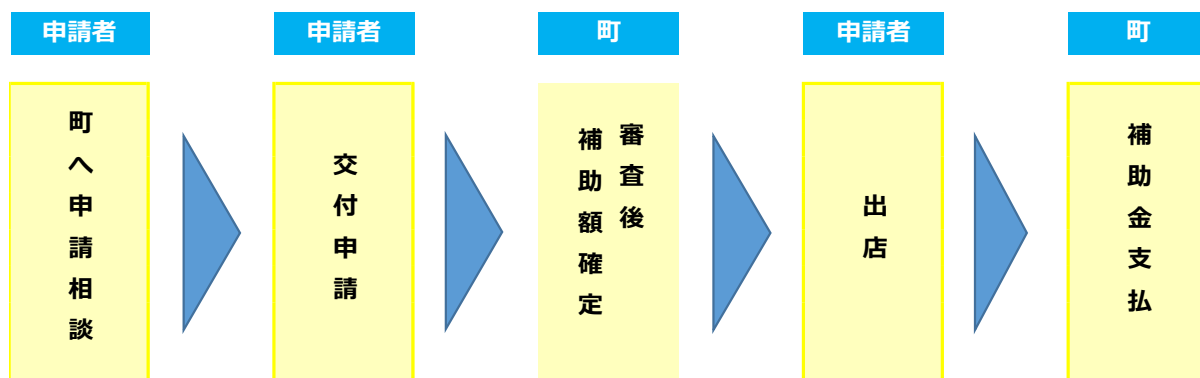
- ・町内で出店したい。
- ・町内に新たに2店舗目を出店したい。
- ・町内でキッチンカーによる移動販売を始めたい。

事業実施期間

交付決定日から令和8年3月31日(火)まで

裏面につづく ➡

補助事業使用の流れ



申請書類

必要な書類は以下のとおりとなります。申請書類は産業課で受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。申請を希望される方は事前に産業課までご相談ください。

チェック欄	書類名等備考
☐	交付申請書(第1号様式)
☐	個別事業計画書
☐	個別事業計画書の積算基礎
☐	収支予算書
☐	同意書兼誓約書
☐	事業の内容が具体的にわかる計画書、資料等

申請の受付期間

令和7年5月1日(木)から令和7年12月26日(金)まで

※本補助金は、申請の先着順に受け付けし、予算がなくなり次第終了とします。

問い合わせ先

〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野 225 番地 1

津野町役場 産業課(本庁舎)

TEL:0889-55-2021 / FAX:0889-55-2022

Mail:sangyou@town.kochi-tsuno.lg.jp